

⚡ **情報をお寄せください!** ⚡

暴力団による不当要求

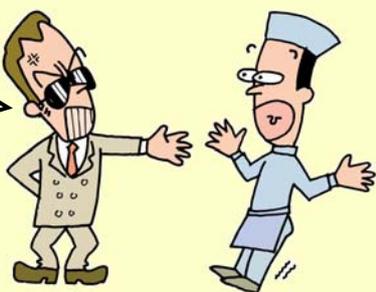
もしも、暴力団から不当な要求を受けたら、絶対に泣き寝入りせずに、警察などに相談してください。暴力団対策法※で定める主な不当要求を紹介します。

その一

みかじめ料の要求

営業を認める見返りとして金品を要求

店を出す
なら払え!



その二

用心棒代の要求

「面倒を見てやる」と物品購入や金品を要求



リース代!
出しな!

その三

不当な損害賠償等の要求

商品やサービスに因縁をつけて金品を要求



誠意を見
せる!

その四

借金の免除や猶予の要求

借金の不払いや延期を要求



少し待てと
言っている
んだ!

その五

口止め料等の要求

スキャンダル等をネタに金品を要求

他人に言
いますよ。



連絡先

千葉中央警察署(刑事第二課)
043-244-0110(代)

(財)千葉県暴力団追放県民会議
相談室 043-254-8930
(遂に御用、やくざゼロ)
フリーダイヤル0120-089354
(オー、やくざ御用)